

事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局監督課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	1	労働条件の確保・改善を図ること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
総労働時間の長い業種・企業系列等の中から地域ごとに企業集団を選定し、安全衛生管理の専門家による助言・指導により、企業における過重労働による健康障害防止のための自主的な取組の推進を行う。				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	233

(3) 問題分析

①現状分析

過重労働については、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(平成18年3月18日策定)に基づき、国は、安心・安全な職場づくりの観点から、その解消に向けた取組を推進している。一方で、労働者を取り巻く職場環境をみると、平成17年度における脳・心臓疾患にかかる労災請求・認定件数が過去最高となっているなど、過重労働がもたらす脳・心臓疾患等の健康障害が依然として多数認められる状況にある。

②問題点

特に中小企業においては、長時間労働を防止するための労働時間の適正な管理、医師による面接指導の実施や面接指導後の措置、健康管理体制の整備等過重労働防止に係る安全衛生管理について具体的な方策を有していないため、必要な措置を講じることができないことが考えられる。

③問題分析

②のような問題が生じているのは、中小事業主が過重労働防止に係る安全衛生管理について、自主的に取り組むための時間的、人力的余裕が少ないことが考えられる。

④事業の必要性

これらの問題点を解決するためには、使用者が過重労働による健康障害防止のために講ずべき措置について理解するとともに、各企業において自主的な取組を行っていく必要がある。しかし、そのための具体的な方策を有していない企業に自主的な取組を期待することは困難なことから、自主的な取組を行おうとする企業を支援していただくために、安全衛生管理の専門家による助言・指導が必要である。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期						
アウトカム指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
(説明) 事業の活用により改善を実施した事業場数			(モニタリングの方法) 業務報告による			
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
(説明) 事業を活用した事業場数			(モニタリングの方法) 業務報告による			

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 過重労働による健康障害防止のための取組を行うためには、法令の知識や具体的な措置方法等の情報が必要なことに加え、改善に充てる時間、人員体制の余裕が必要である。しかし、特に中小企業においてはこれらの知識や人員体制等が十分ではなく、また、事業主の自主性に任せたままでは自発的な取組が期待しにくいことから、行政が関与して、その取組を促す必要がある。			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 過重労働による健康障害防止対策においては全国一律に実施することが必要であることから、国の労働行政の一環として取り組む必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 総労働時間の長い業種・企業系列等の選定をそれぞれの地域における企業の実態を			

踏まえて行い、また、具体的な指導・助言を実施するため、全国組織を有し、安全衛生管理に係る十分なノウハウを有する団体に委託することができる。

緊要性の有無

有

無

(理由)

過重労働については、国としてもその解消に向けた取組を推進しているところであるが、平成17年度における脳・心臓疾患にかかる労災請求・認定件数が過去最高となるなど、過重労働がもたらす脳・心臓疾患等の健康障害が依然として多数認められる状況にある。したがって、安心・安全な職場づくりの観点から、過重労働の解消は喫緊の課題である。

(2) 有効性

政策効果が発現する経路

安全衛生管理の専門家による助言・指導→企業における過重労働による健康障害防止のための自主的改善の取組→労働者の就業環境の改善

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

個々の企業において過重労働による健康障害防止のための取組を行うことにより、労働者の就業環境の改善が図られることが期待できる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

企業における過重労働による健康障害防止のための取組は、労働関係法令上当然に適用される部分を除き基本的には企業内の問題であり、その進捗は企業の取組の程度により必然的に差が生じる。

(3) 効率性

手段の適正性

過重労働防止に係る安全衛生管理においてはその具体的方策を有していない企業の自主性のみ任せでは取組が進まないことから、企業集団に対して集团的に取組みを促すことが必要であり、手段として適正である。

費用と効果の関係に関する評価

本事業の経費は、過重労働による健康障害防止のための必要経費であり、この費用を国が負担することにより、企業の自主的な改善を推進させ、過重労働がもたらす脳・心臓疾患等の健康障害の減少等大きな効果が得られるものである。

他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無

有

無

(有の場合の整理の考え方)

なし。

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。